



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 井上超由/編集人 奥野慎太郎
 所在地 滋賀県行政書士会館
 〒520-0056
 大津市末広町2-1(JR大津駅前徒歩1分)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 E-mail: shigakai@gyosei-shiga.or.jp
 URL: http://www.gyosei-shiga.or.jp/

止めない歩み

副会長 内記 義範

新型コロナウイルスの蔓延で世界中が深刻な影響を受けるようになって、ほぼ1年が経過しましたが、第2波、第3波と押し寄せる感染の拡大に残念ながら早期収束の兆しは見えてこない状況です。滋賀県行政書士会が開催を予定していた研修会や会議も感染予防の観点から中止や延期を余儀なくされたものがいくつもあります。しかしながら、情報を交換し、新たな知識を蓄える機会をいつまでも放棄し続けるわけにもいきません。感染予防と行政書士の活動を両立させるために、この1年で取り組んできた対策を振り返ってみたいと思います。

日本国内で新型コロナウイルスの感染について報道されるようになると、早い段階から集団感染の発生源の特徴から密閉、密集、密接、いわゆる3密を避けなければならないとされました。会議や研修会も形式によっては3密に該当することになるため、定員数を大幅に減らし、出席者同士の席の間隔を広く取り、常時外気を取り入れて室内の空気を入れ換えるなどの環境を整えとともに、出席者にはマスクの着用、入室時の検温、消毒液の使用などをお願いしてきました。

同時に対面形式に代わるビデオ会議を複数の製品を試用した上で、使いやすいものを会議、研修会でも活用できる体制を整えつつあります。実際にいくつかの研修会では参加者の定員数を減らす代わりにビデオ会議にて参加してもらい、質問時には発言もできるようになっています。緊急時に取り急ぎ準備した体制ですが、大きなトラブルもなく運用できており、遠方の参加者が移動する時間を省き、公共交通機関を利用することによって生じる3密状態を避けられるという利点もあります。これには新型コロナウイルスが蔓延する以前から、すでに環境が整っていたという点も大きいと思います。インターネットの利用がごく普通のこととなり、多くのノートパソコンやスマートフォンにはカメラやマイクが備わっており、必要なときにはわ

ずかな設定でビデオ会議に参加できる環境を多くの方が持っている状態でした。それでも課題がないわけではありません。会議では何人もの方の顔や音声を同時に見聞きすることができますが、出席者が持ち寄った機材を使用するため、画質、聞き取りやすさには差が生じることがわかります。進行の手順や資料の閲覧にも対面形式とは異なり、議長、進行役は操作方法に慣れておくことが必要な時もあります。もちろん、セキュリティなどの安全性にも注意を払う必要があります。現在は一部の会議をビデオ会議にて代替していますが、議題やテーマを踏まえて会議、研修会の形式を選択することになります。

行政書士会とその支部にとって、一般市民の皆様への悩みや困りごとを直接お聞きして相談に応じる相談会は重要な活動の一つですが、これもこの1年間は大きな制約を受けました。特に10月は例年、行政書士広報月間として各地で相談会が開催されることになっていますが、同じ時間帯に大勢の方が来られることを避けるために案内チラシの配布枚数を大幅に削減し、予約制とした相談会もありました。行政書士会館の相談会場には、対面相談の場合でも飛沫に触れることをできる限り避けるために透明のアクリル仕切り板を設置し、出入り口は網戸を追加して空気が流れるようにしています。他方では滋賀県より、新型コロナウイルス感染症対策にかかる各種支援策のワンストップ相談窓口業務を受託し、電話相談にて各種支援策等の案内を昨年7月から12月までの予定で行ってきましたが、終息の兆しが見えてこないことから、現在も継続しています。

県内においても少なくない数の新規感染者が報告されるなど予断を許さない状況ですが、会員の皆様におかれましては、衛生面や体調の管理に十分ご注意ください。やむを得ず外出される際にはマスクを準備していただくなど、感染拡大防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。